(一)我党政策に関する大衆の理解を徹底せしめる為には

(イ)党本部の議会期中の闘争報告を基礎として我党の議会内に於て如何に大衆の利益のために戦つたか　如何に市町村革正のために戦つたかを具体的に大衆に知らしむること（この点に就ては機関紙及市町村会選挙対策A項選挙前の運動を参照せよ）

(ロ)支部の日常闘争を益々活溌に展開し我党が真実に大衆の利益の為に動く政党なる事を実践的に大衆に感得せしむる事

(二)立候補者の氏名人物等を大衆の面前に浮び上らせ予め選挙人に対する親しみを作る為には次の如き方法を採ること

(イ)立候補すべき者の名を以て市町村会改革意思に就いて公開的質問書を当該町村長町村会議員或は他の立候補するものと認めたる者に提出し之が回答を要求すること。之によつて当該町村の現幹部又は立候補予定者の意思を予め大衆の前に暴露し彼等の本質を知悉せしめ得る絶好の資料と機会を得る事が出来る。

(ロ)我党立候補予定者は総ゆる日常闘争の先端に立ち実践的に誰が大衆の利益のために行動する者であるかを充分知らしめること

(ハ)立候補者は選挙区民の[illegible]を多からしめ且その意見を充分に理解せしめる機会を作るために町村政研究会の如きものを組織し立候補予定者自ら講師となつて予めブルヂョア政治の暴露に努める事。この場合(イ)の項に対する質問書の回答又は其回答は直ちに彼等の本質を暴露する生きた材料となる。而して此の如き研究会に於ける題目は総て問題に渉り現に当該市町村の直接的興味を激するものに限る事（前掲本部対策AB の項及市町村選挙に対する政策を参照せよ）

(三)弾圧干渉不正の大衆的監視機関として選挙革新団を組織するためには左の方法による事

(イ)活溌なる日常闘争中に於ける同情者に党員並に党外組織労働者等を加へ一般的なる町村政浄化同盟を組織するに努めること

(ロ)前項に基く町村相手の一切の運動を町村政当事者弾劾運動にまで発展せしめ実際選挙戦開始と同時に之を選挙革新団化する準備をなすこと

以上一切の運動を統制し、其の実行を確實にする責任機関として支部対策委員会を組織する事は何よりも緊急である。各支部は直ちに対策委員会を組織し、当該町村の實際的事情を考慮しつゝ、本指令に基き直ちに[illegible]と[illegible]本部の「市町村選挙対策」を参照すべきである。[illegible]